

○厚生労働省告示第三百三十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第八十二条第四項（第九十五条において準用する場合を含む。）、第二百十条第四項、第二百五十九条第四項（第六十四条、第七十三条、第八十四条、第九十七条、第二百二条及び第二百六条において準用する場合を含む。）及び第七十条第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第十九条第四項（同令附則第十四条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号口中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。